

会 議 録

- 1 会議の名称 平成29年 第7回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 平成29年12月18日(月) 午後4時30分から
午後4時50分まで
- 3 開催場所 川根本町役場総合支所 2階 教育長室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 教育委員 鳥居 進、太田たみ子、森下洋一
教育長 大橋慶士
 - (2) 執行機関 (事務局) 教育総務課長 森下育昭
社会教育課長 平松敏浩
教育総務課課長補佐兼管理主事 宮島明利
教育総務課指導主事 和田美代史
 - (3) その他 なし
- 5 議 題 議案第29号 川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について
議案第30号 川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について
議案第31号 川根本町社会教育委員の委嘱について
議案第32号 川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について
- 6 会議資料の名称 議案第29号～第32号

7 発言の内容

教育長 前回の会議録について、鳥居委員、太田委員の承認を求めます。
前回の会議録について承認し、署名することに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。

【教育長あいさつ】

教育長 本日は大変お忙しい中、平成29年第7回教育委員会にご出席いただきあり

がとうございます。よろしくお願いたします。

【議 事】

教育長 　ただ今の出席者は4名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。

　よって、平成29年第7回川根本町教育委員会は成立しましたので、ただ今から開会します。

　議事日程は、お手元に配付のとおりです。

　会議の公開及び会議録の公表について発言します。

　本会議は公開としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 　それでは、本会議は公開することで決定します。

　会議録についても同様に公開することでご承知願います。

　それでは、議事に入ります。初めに、議案第29号「川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　それでは、議案第29号「川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、変更となった学校給食共同調理場運営委員会委員を新たに委嘱するものです。

　今回、ご承認をお願いする委員につきましては、町議会議員として町議会からご推薦いただいた、杉山広充氏で、平成29年10月20日に議会から選出されたことにより承認をお願いするものです。

　学校給食共同調理場運営委員会委員の職務は、川根本町学校給食共同調理場条例（平成17年条例第88号）第4条各項及び川根本町学校給食共同調理場条例施行規則（平成17年教育委員会規則第18号）第4条に定められており、任期はその職の在任期間となります。

　以上で説明を終わります。

教育長 　説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 　原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第29号「川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」は原案のとおり承認されました。

次に、議案第30号「川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第30号「川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、変更となった川根本町若者交流センター運営委員会委員を新たに委嘱するものです。

今回ご承認をお願いする委員につきましては、町議会議員として町議会からご推薦いただいた、議会第2常任委員会委員長の、坂本政司氏で、平成29年10月20日に議会から選出されたことにより承認をお願いするものです。

川根本町若者交流センター運営委員会委員は、川根本町若者交流センター条例（平成27年条例第18号）第17条及び川根本町若者交流センター条例施行規則（平成28年教育委員会規則第1号）第11条の規定に基づいて運営委員会を設置し、今後の施設のより効率的・効果的な運営方法についての協議を進めていくことを目的とており、任期は、前任者の残任期間を委嘱するものがあります。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第30号「川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第31号「川根本町社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第31号「川根本町社会教育委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、変更となった社会教育委員を新たに委嘱するものです。

今回、ご承認をお願いする委員につきましては、町議会議員として町議会からご推薦いただいた、太田侑孝氏で、平成29年10月20日に議会から選出されたことにより承認をお願いするものです。

社会教育委員の職務は、川根本町社会教育条例（平成17年条例第89号）第9条各項に定められており、任期は前任者の残任期間となります。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第31号「川根本町社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第32号「川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第32号「川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、変更となった社会教育施設運営委員会委員を新たに委嘱するものです。

今回、ご承認をお願いする委員につきましては、町議会議員として町議会からご推薦いただいた、太田侑孝氏で、平成29年10月20日に議会から選出されたことにより承認をお願いするものです。

社会教育施設運営委員会委員の職務は、川根本町社会教育施設運営委員会規則（平成19年教育委員会規則第4号）第2条各号に定められており、任期は前任者の残任期間となります。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第32号「川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

8 閉 会

教育長 本日の日程は、終了しました。以上をもちまして、平成29年第7回川根本町教育委員会を閉会します。

上記に相違ないことを確認する。

教育長 大 橋 慶 士